

【「論点整理」における指摘】

○ 学び直し等の多様な要請に応えるため、各高等学校が生徒の実態等を考慮して、学校設定教科・科目を活用することや、学習指導要領上の教科・科目等について標準単位数を増加して対応することなども、「カリキュラム・マネジメント」の中で検討されるべきである。こうした柔軟な対応のために必要な事項についても、総則の在り方をはじめとした今後の検討の中で整理していくことが求められる。

(主な意見)

- ・義務教育段階で十分に学べなかった子に対する学び直しは本当に大切なこと。高校を卒業する時点で必要な、18歳として必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等をどのようにしてもう一度彼らに取り戻すのかということを考えておく必要。
- ・高校生の場合、家庭の貧困と教育格差が直結しやすい。親が病気とか一人親家庭だと、家族の介護や家計のためのアルバイトで忙しくなり、学校に行きたくても行けなくなって辞めざるを得ない現状もある。いったん辞めてしまうと、学び直したくても金銭的にも時間的にも精神的にも難しい。しかし、現実的にスキルも何も付いていなければ、なかなか正規雇用には結びつかず、結局、非正規雇用のまま貧困を生きていくという子供たちも少なくない。そこも踏まえ、学校にいる間にいかにベーシックスキルを担保するかということも大事。

204

「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導」に関する 現行の学習指導要領における位置付け

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調査のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

○趣旨

高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたもの。

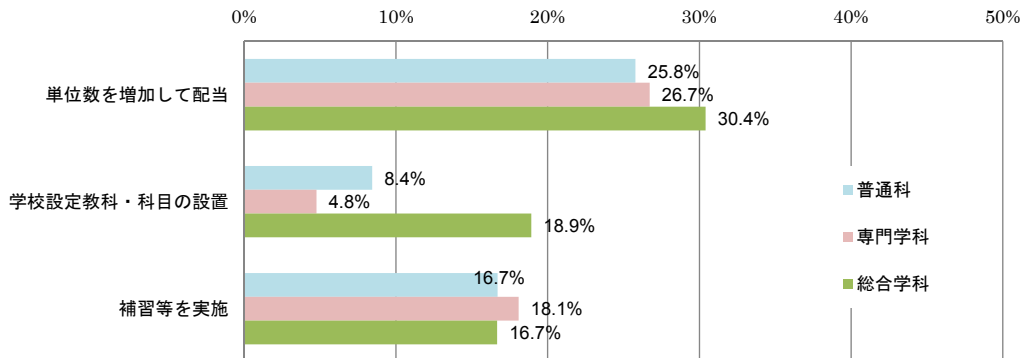
○学校設定科目による対応について

学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており(総則第2款の4)、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされているが(総則第2款の5)、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に適合するものである。

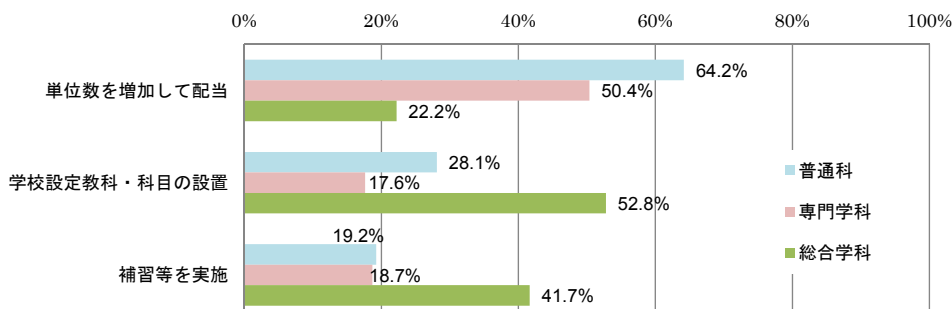
義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況①

平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況について、①必履修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当」することによる指導と、②「学校設定教科・科目を設置」することによる指導、③「放課後や長期休暇、土曜日等の補習」による指導の3点について調査したところ、①の方法により実施する学校の割合が比較的高かった。

実施態様（全日制）



実施態様（定時制）



(出典)平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について
206

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況②

(1)義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るため、標準単位数を超えて増加して配当している教科・科目の有無

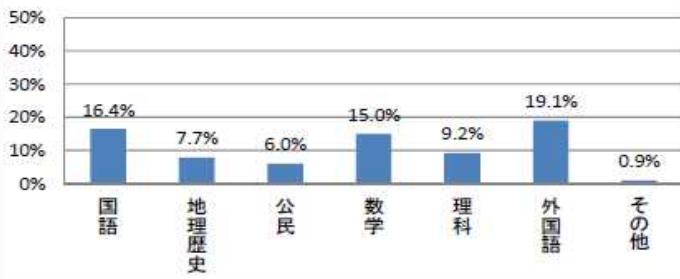
※ 平成21年度改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、「イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう」、その単位数を標準単位数を超えて増加して配当した場合。

	有り		無し	
	普通科	専門学科	総合学科	標準単位数
全日制	25.8%	26.7%	30.4%	69.6%
定時制	64.2%	50.4%	22.2%	77.8%

(2)(1)を実施している教科 (複数回答)

		国語	地理歴史	公民	数学	理科	外国語	その他
		全日制	普通科	16.4%	7.7%	6.0%	15.0%	9.2%
定時制	普通科	39.4%	17.5%	16.6%	55.5%	25.9%	48.2%	9.3%
	専門学科	16.2%	3.6%	5.0%	41.7%	5.0%	34.2%	4.0%
	総合学科	5.6%	2.8%	0.0%	16.7%	0.0%	13.9%	0.0%

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るため、標準単位数を超えて増加して配当している教科 (内数) (全日制普通科)



義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況③

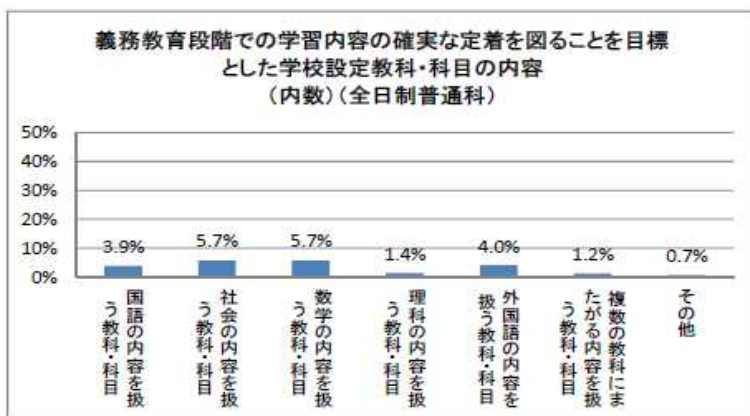
(3)義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目の設置の有無

※ 平成21年度改訂高等学校学習指導要領第1章総則第5款の3の(3)に示す事項のうち、「ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。」の項目に該当する場合。

		有り	無し
全日制	普通科	8.4%	91.6%
	専門学科	4.8%	95.2%
	総合学科	18.9%	81.1%
定時制	普通科	28.1%	71.9%
	専門学科	17.6%	82.4%
	総合学科	52.8%	47.2%

(4) (3)を実施している教科・科目 (複数回答)

		国語の内容を扱う教科・科目	社会の内容を扱う教科・科目	数学の内容を扱う教科・科目	理科の内容を扱う教科・科目	外国語の内容を扱う教科・科目	複数の教科にまたがる内容を扱う教科・科目	その他
全日制	普通科	3.9%	5.7%	5.7%	1.4%	4.0%	1.2%	0.7%
	専門学科	1.7%	3.0%	3.0%	0.4%	1.6%	1.1%	0.5%
	総合学科	7.4%	15.2%	15.2%	0.7%	9.5%	1.0%	0.7%
定時制	普通科	15.7%	20.8%	20.8%	3.5%	13.7%	4.0%	1.8%
	専門学科	10.8%	12.6%	12.6%	0.4%	8.6%	1.4%	1.1%
	総合学科	41.7%	36.1%	36.1%	5.6%	30.6%	5.6%	2.8%



208

(5) 特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、小学部・中学部学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節 小学部
第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
 小学校に準ずる

第2款 知的障害者
 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

第2節 中学部
第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
 中学校に準ずる

第2款 知的障害者
 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語

第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部：平成30年度、中学部：平成31年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

下線部は、小学部及び中学校学習指導要領には示されていない観点

第1節 教育目標 ・学校教育法等に示された教育の目的、目標

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動

第2 内容等の取扱いに関する共通事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
- ・道徳教育の内容

第3 授業時数等の取扱い

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導
 - ・個別の指導計画の作成 ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習
- 2 各教科等の指導に当たっての配慮
 - ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
 - ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下での指導、専門家の指導・助言
 - ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
 - ・見直しを立てたり振り返りたりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導
 - ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・学校医等との連携、保健及び安全への留意点 ・個別の教育支援計画の作成
 - ・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンタース機能
- 3 道徳教育を進めるに当たっての配慮

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校生活の核となる教育課程の意義

小学部、中学部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
 (習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方
 (優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

前文
 ⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則

第1 教育目標

第2 小学部及び中学部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

- ・障害の状態及び発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導(含 安全・食育:中)
- ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導

3 小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成を目指す資質・能力との関係（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係）
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性（障害の状態及び発達段階や特性等を考慮）

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

何ができるようになるか

何を学ぶか

2 教育課程の編成における共通事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、生徒会活動（中）、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点（中）
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・選択教科の開設（中）
- ・道徳教育の内容

3 学校段階間の接続

- ・幼稚園と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫）
- ・小学部と中学部の接続と義務教育学校（義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定）
- ・中学部、高等部の接続と中等教育学校（中）
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続

4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 調和の取れた全体の指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導（小）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導（小）
- ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階
- ・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
- ・各教科等の学びの連続性の考え方(小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科)
- ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
- ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4 教育課程の実施と学習評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとまり(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性
- ・特に重要となる学習活動の在り方
 - ー資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - ー体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ー児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
 (↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い(各教科等を合わせて指導)
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)
 (※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

どのように学ぶか
何が身に付いたか

第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の児童及び生徒のキャリア発達への支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

個々の児童の発達を
どのように支援するか

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

(1) 障害のある児童及び生徒への指導

- ・「個別的教育支援計画」の作成
- ・「個別の指導計画」の作成
- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

(2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第6 学習活動の充実のための基盤

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり
- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・校内の組織体制の整備
- ・教師間の相互の連携
- ・学校間の連携
- ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

特別支援学校高等部 総則に関わる構成等の改善のイメージ

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等部学習指導要領及び解説における、総則に関わる構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき
視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や職業教育段階で身につけておくべき力の共有

高等部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の体系的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(7ア7ブ7c7d)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

第1章 総 則

第1節 教育目標 第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標・障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立・道徳教育・体育・健康に関する指導・自立活動の推進・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導
- ・第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修
 - 第1 各教科・科目及び単位数等
 - ・卒業までに履修させる単位数等・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
 - ・主として専門学科において開設される各教科・科目・学校設定教科、科目
 - 第2 各教科・科目の履修等
 - ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間・専門学科における各教科・科目の履修・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等
 - 第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

- 第1 各教科等の履修
 - ・卒業までに履修させる単位数等・各学科に共通する各教科等・主として専門学科において開設される各教科・科目・学校設定教科
- 第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等
 - ・総授業時数の標準・年間の授業日数(週数)・専門教科の授業時数・ホームルーム活動の授業時数・生徒会活動、学校行事
 - ・総合的な学習の時間に充てる授業時数・自立活動に充てる授業時数・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
 - ・高等学校に準ずる・生徒の負担過重・指導の順序・学習活動の区分・指導内容の重点化、選択・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異な

指導内容の設定

- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導・各事項のまとめ方や重点の置き方・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善・義務教育段階での学習内容の確実な定着・道徳教育の全体計画の作成・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項・進路指導等の充実、関係機関連携、産業現場等における長期間の実習
- ・職業に関する教科・科目の配慮事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・個に応じた指導の充実・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言・言語活動の充実・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実・生徒指導の充実・キャリア教育の推進・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動・学習の遅れがちな生徒などへの配慮・海外から帰国した生徒などへの適切な指導・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教員の創意工夫・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実・評価による指導の改善、学習意欲の向上・実験・実習の留意点・学校医等との連携、保健及び安全への留意・個別的教育支援計画の作成・部活動の意義と留意点・特別支援学校におけるセンター的機能

第5款 単位の修得及び卒業の認定

- 第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
 - 1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定 2 卒業までに修得させる単位数 3 各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ・年間の総授業時数・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)・年間の授業日数(週数)・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数・HR活動の授業時数・生徒会活動、学校行事・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い 第7款 専攻科

高等部学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、単位の修得及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- 第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
- 第3款 知的障害者

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- 2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

下線部は、高等学校学習指導要領には示されていない観点

高等部学習指導要領の構成

前文
 ⇒「社会に関わった教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

総則
第1款 教育目標 何ができるようになるか

第2款 高等部教育の基本
1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達段階や特性等への考慮

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成
 ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
 ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
 ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
 ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
 ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力
 ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
 ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
 ・各教科等で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
 ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現
 ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
 ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
 ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
 ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3款 教育課程の編成 何を学ぶか
1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
 ・各学校・学科において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する

2 教育課程の編成における共通事項
第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修
 (1)各教科・科目及び単位数等
 ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
 ・主として専門学科において開設される各教科・科目
 ・学校設定教科、科目
 (2)各教科・科目の履修等
 ・各学科に共通する必修履修教科・科目及び総合的な学習の時間
 ・専門学科における各教科・科目の履修等
 ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等
 (3)各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等
 (4)単位の修得及び卒業の認定
 ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数 ・各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
(1)各教科等の履修
 ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科等 ・主として専門学科において開設される各教科・科目 ・学校設定教科
(2)各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等
 ・総授業時数の標準 ・年間の授業日数(週数) ・専門教科の授業時数
 ・ホームルーム活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事
 ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
 ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
(3)卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定
 ・年間の総授業時数 ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
 ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む) ・年間の授業日数(週数)
 ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数 ・HR活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事
 ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

3 中学部との接続
4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮
(1)義務教育段階での学習内容の確実な定着
 ・各教科・科目の指導における学習機会
 ・必修履修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
 ・学校設定科目等を履修させた後に、必修履修教科・科目を履修させる
(2)学習が遅れがちな生徒などへの配慮
 ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

※ 各教科等の見方・考え方
 ⇒各教科等の学習において働かせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その真意と具体的な内容を示す。

知的障害のある子供たちのための各教科の改善・充実の方向性

知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

- **知的障害のある子供たちの学習上の特性**(学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなどを踏まえた内容で構成)
- **子供一人一人の障害の程度などに応じた教育課程が編成**できるよう、学習指導要領においては、**段階別に**、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。
- 特に必要がある場合、**各教科等を合わせて指導**を行い、子供たちが自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

- 生活に結びついた具体的・実証的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。
- **各教科等を合わせて指導**を行う場合、**各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく**、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。
- **特別支援学級(小・中学校)**において、一部又は全部を、特別支援学校(知的障害)の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。
- インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校(知的障害)の**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。

子供たちの人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

■ 育成を目指す資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科(高等部)

現行目標	社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。		
目標構成の見直し	・育成を目指す資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す ・段階ごとの目標を示す		

育成を目指す資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成を目指す資質・能力(仮案)	・社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 ・生活に関係の深い法制度等	・社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等	・主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 ・社会参画への意欲や態度等

■ 社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

- (内容の例) (構成)
- ★ 政治的主体、経済的主体、法的主体となること
 - ★ グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等
 - ★ 各部門での円滑な接続を図るため、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

■ 知的障害のある子供たちが質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

(例) 子供たちの学びの過程を重視したアプローチ(習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など)

- **観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用**
- **特別支援学級(小・中学校)における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など**

※今後、小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に整理

自立活動の改善・充実の方向性

育成を目指す資質・能力

教科等の学習

個別の知識・技能
(何を知っているか、何ができるか)

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざした見方や考え方等
(知っていること・できることをどう使うか)

学びに向かう力・人間性等
情意、態度等にかかわるもの
(どのように社会・世界と関わり
よりよい人生を送るか)

育成を目指す資質・能力のために重視すべき
学習の過程等の例

自立活動が教科等の学習を支える役割

健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション

改善・充実の方向性

目的と目標

特別支援学校の目的

幼・小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

- 高等部生徒数の増加
- 障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校

通級による指導、特別支援学級

- 児童生徒数の増加
→「自立活動」の指導を行う場の拡大
- 高等学校（モデル事業）

成果と課題

【成果】

- ◆ 新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
- ◆ 学習指導要領解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、子供たちの自立と社会参加に向けたアシスティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
- ◆ 幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

【課題】 一部に

- ◆ 自己を理解したり、得意不得意を伝えたりする力、進路先で人間関係を築く力など社会に出てから必要となる力が十分に育っていないと指摘
- ◆ 実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定までのプロセスについて、教員の理解が十分でない
- ◆ 子供たちの実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離
- ◆ 自立活動と各教科等との関連を図った指導が十分でない
- ◆ 子供たち自身が、どのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉える学習評価の在り方 など

216

組服の主体的に改善・取

発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実

育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえ、
(例)
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長 など

等な指導の指示し内容の改善定

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスをつなぐポイントをわかりやすく記述

(例)
・収集した情報の整理
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
・優先する指導目標の明確化 など

一層の評価と指導の推進

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

(例)
・パフォーマンス評価
・自己評価 など

カリキュラム・マネジメントの確立

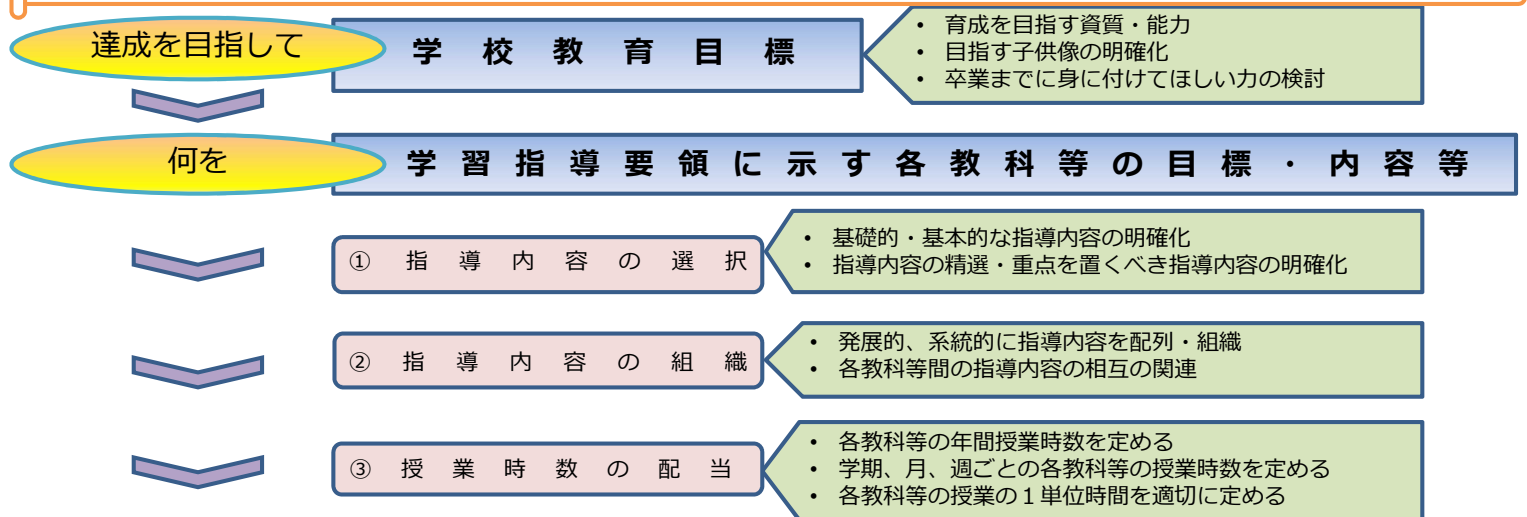
重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性

- 学習指導要領及び学習指導要領解説において、
・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての**基本的な考え方**
・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の**留意点**

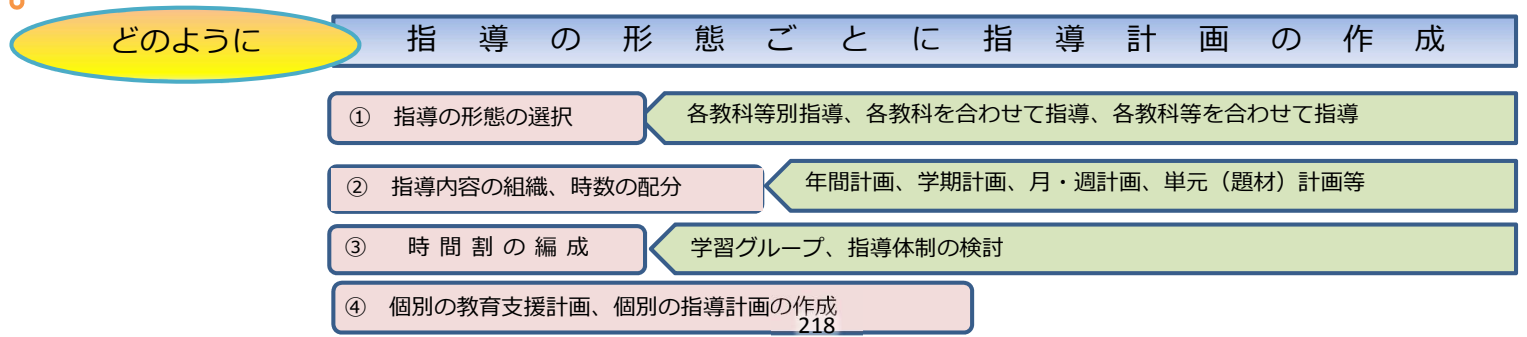
を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
<p>準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)</p> <p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある子供たちのための各教科代替の適用</p> <p>自立活動を主とした教育の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要。 ・特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要。 ・自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、(中略)段階的、系統的な指導が展開する。 ・重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様(中略)心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要(中略)重要な意義を有する。 	<p>【平成26・27年度 特別支援教育 教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会 (提出資料) / 56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述 / 27都道府県市</p> <p>(記述された課題例)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・替える根拠の判断 等 <p>【準ずる教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の精選の在り方 等 <p>【知的障害教育の各教科代替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級で前学年(部)の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 <p>【自立活動を主とした教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説」に示されている本規定を適用する際の基本的な考え方について、更に分かりやすく解説する必要。 ・第2章「各教科」第1節示されている障害種別の「指導内容の精選等」の基本的な考え方について、更に具体的に整理し、解説する必要。 ・各学校(部)段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理し、解説する必要。 ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理し、解説する必要。

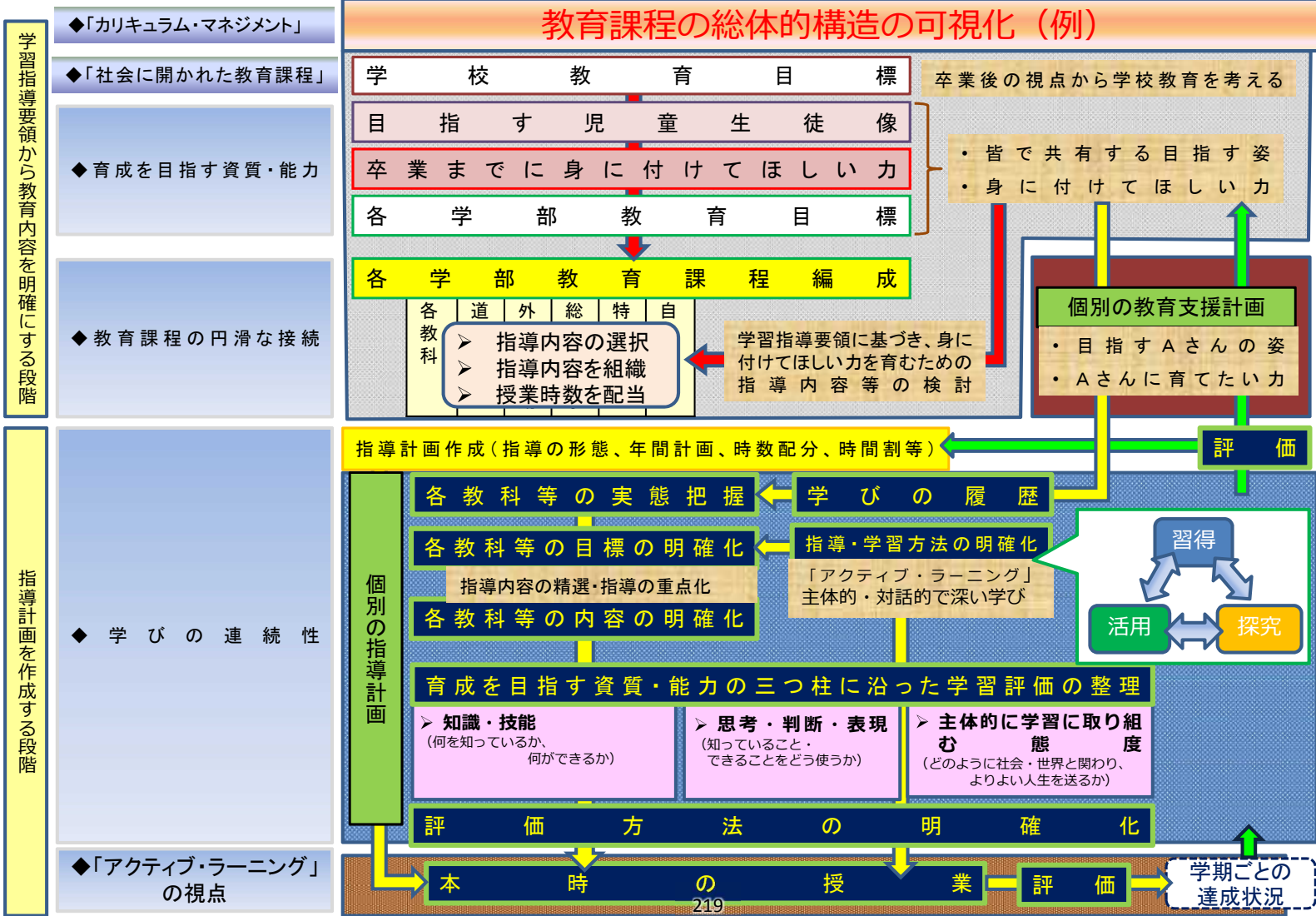
学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）



教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）



教育課程の総体的構造の可視化（例）



成果と課題

【成果】

○ 現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期間の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。

【地域と協働した取組の例】 高齢者のグループホーム等にでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど
○ 児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。

【例】 宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

【課題】

(文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から)
・ 小学部の子供たちや知的障害の程度が重度の子供たちが取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。
・ ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。
・ 子供たちのキャリア発達を促す授業の構成、実施方針についての更なる研究が必要である。

(特総研専門研究B-253(平成22年3月)研究成果報告書から一部編集)
・ 小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。どのようにしてキャリア教育を伝えていくのが課題。
・ 障害の程度が重度の子供たちへの取組など、当該の子供を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

教育課程企画特別部会 論点整理

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

(1) 新しい学習指導要領等の在り方について (人生を主体的に切り拓くための学び)

○ (略) 子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、**一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。**学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

⑤ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

○ また、特別支援学校においては、(略) 特に、子供たちの発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これからの時代に求められる資質・能力を踏まえた、**障害のある子供たち一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実**、知的障害のある子供たちのための教科の改善・充実を図ることが求められる。

改善・充実の方向性

■ 幼稚部、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。

- ・ 小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえて整理。
- ・ キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの方の考え方の具体を示す。
- ・ キャリア教育は、育成を目指す資質・能力を踏まえ、幼稚部、小・中・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。

■ 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。

- **キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。**
- **キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。(教育活動全体への働きかける仕組み)**

220

障害のある子供たちの教育課程等の円滑な接続に向けた改善・充実の方向性

教育課程企画特別部会「論点整理」

- 各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し
- 各学校段階における各教科等で育成を目指す資質・能力の整理
- 目標・内容の検討
- 学習のプロセスの検討
- 目標に準拠した評価の観点の検討 など

特別支援教育を取り巻く現状

- インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びの連続性を確保していく観点から、小・中学校等と知的障害のある児童生徒のための**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。
- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部への進学者数の割合
…64.3% (H26.3卒業者)

特別支援教育部会(第7回)の意見

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用をする際、小学校等と知的障害のある子供たちのための各教科の連続性をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。
- 子供たちが通常の学級、特別支援学級、特別支援学校などと、多様な学びの場で学習する現状もあり、連続性のあるカリキュラムを追求していく必要がある。
- 各教科の教育内容を保障することを前提としながら、自立活動に「替える(指導の方向性を変更する)」という手続きや判断をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。

改善・充実の方向性

■ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を踏まえ、小・中学校等の教科と、知的障害のある子供たちのための教科の考え方を整理

現行学習指導要領に示されている知的障害のある子供たちのための各教科の目標及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

(各教科で育成を目指す資質・能力) 小・中学校等の改訂に準じる。

(各教科の目標) 小・中学校等の改訂に準じる。

(段階) 各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・ 小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・ 1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的に整理してはどうか。

- ・ 1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説してはどうか。

(内容) 各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

- ・ 小・中学校等の改善を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

(内容の取扱い) 次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・ 各学部で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学部の段階の目標を達成している子供たちのために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各学部に対応した学校段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

(評価) 小・中学校等の改訂に準ずる。

■ 小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校(知的障害)小学部における外国語活動の導入についての検討

- ・ 外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、子供の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定することができる、としてはどうか。

■ 「カリキュラム・マネジメント」の考え方や検討の道筋について整理

- ・ 学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可視化をしながらか解説してはどうか。
- ・ 重複障害のある子供たちの教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。

小・中学校等の各教科との接続、小学部等の教育課程の連続性

(6) 学校段階間の接続

222

小中一貫教育の取組状況

■ これまで多くの学校設置者において小中一貫教育の取組が進められてきた

⇒ 小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1,130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後さらに増加していくものと考えられる。

文部科学省による小中一貫教育等についての実態調査の概要

調査対象： 都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校
調査時点： 平成26年5月1日

- ・ 小中一貫教育を実施中：**211市町村** (約1割)
- ・ 小中一貫教育を実施予定又は検討中：**166市町村** (約1割)
- ・ 国及び他市町村の状況を注視している市町村：**450市町村** (約3割)
- ・ 小中一貫教育の取組件数：**1,130件** (小学校2,284校、中学校1,140校)

223

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

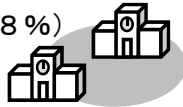
調査対象：都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校 / 調査時点：平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）
- 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件（13%）
- 施設隣接型 59件（5%）
- 施設分離型 882件（78%）



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件（12%）
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件（10%）
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件（78%）



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施（70%）
 - 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定（47%）
 - 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成（52%）
 - 9年間を見通した学習・生活規律の設定（51%）等
- ※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標とカリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件（26%）

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化：82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」：学習指導要領の改訂等に資する実証的資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究開発を実施するもの。
「教育課程特例校制度」：地域等の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認めるもの。

224

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ②

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3：810件（72%）
- 4-3-2：293件（26%）
- 5-4、4-5：3件（0.3%）

6. 成果・課題について

【成果の状況】

- 成果が認められる 88%
（大きな成果が認められる（10%）、成果が認められる（77%））
- ① 中学校進学に不安を感じる児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

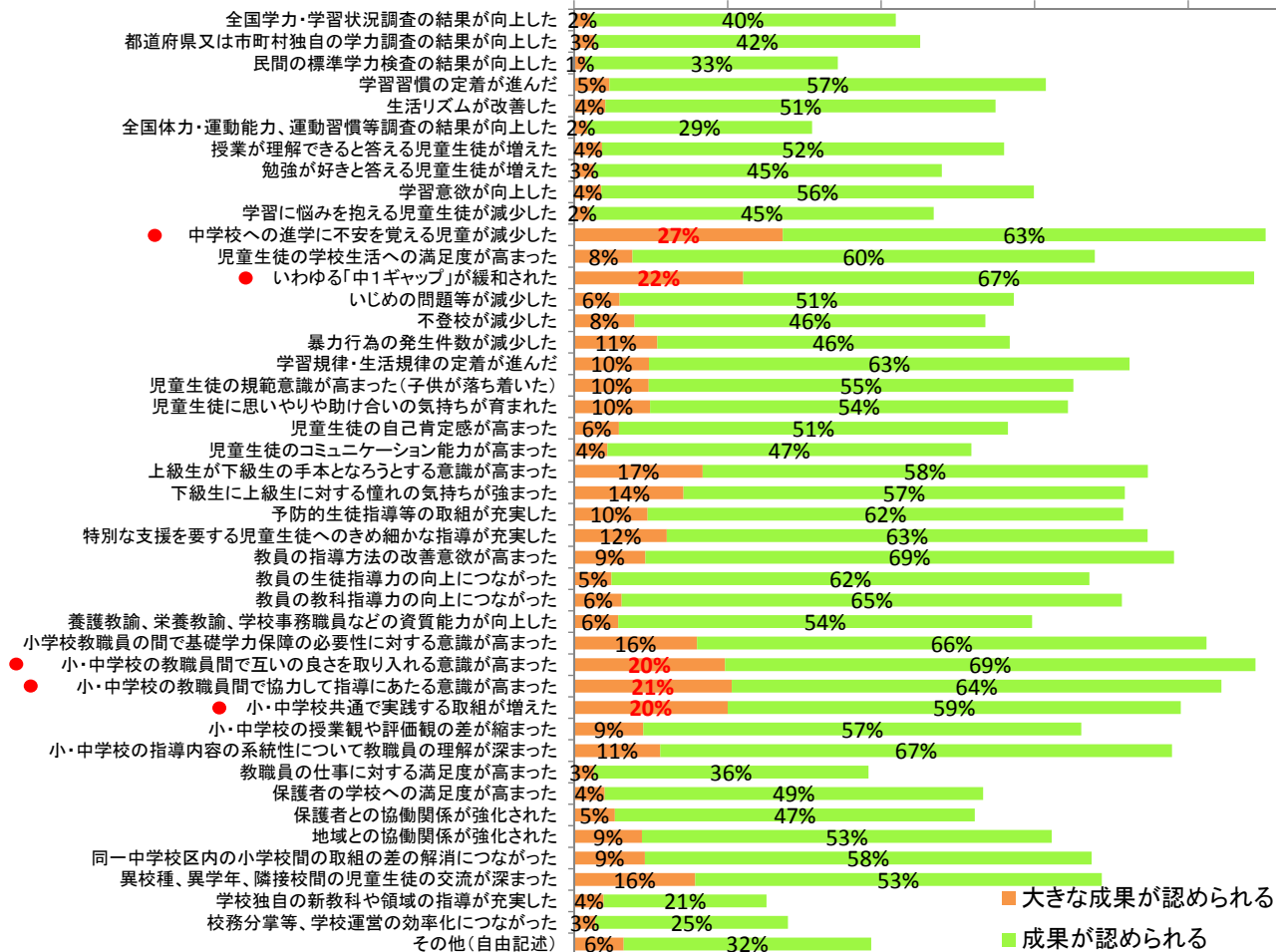
- 課題が認められる 87%
（大きな課題が認められる（7%）、課題が認められる（80%））
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向
- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

225

小中一貫教育の成果



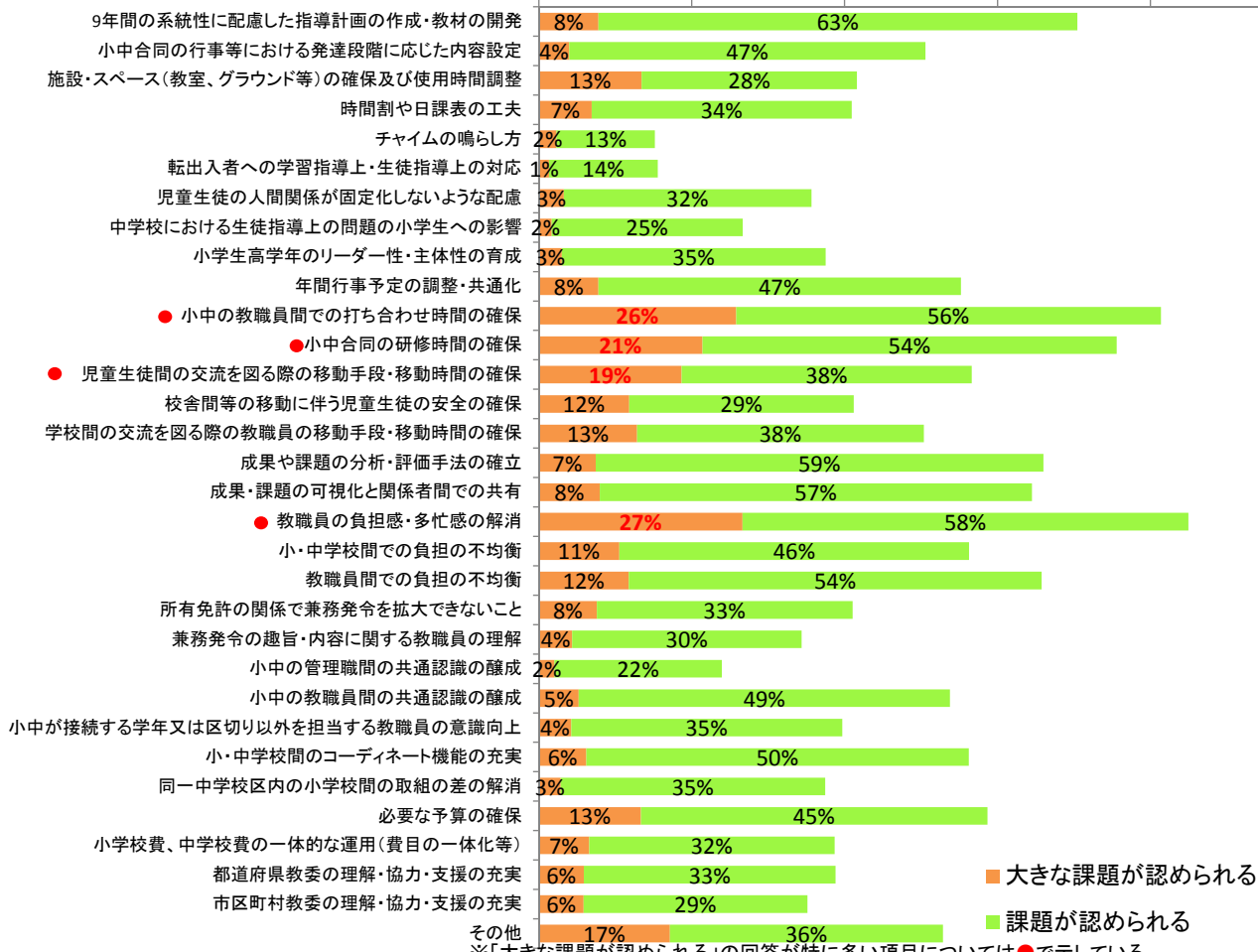
N=1130(小中一貫教育実施件数)

※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

226

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の課題



※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

227

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の全体の制度設計

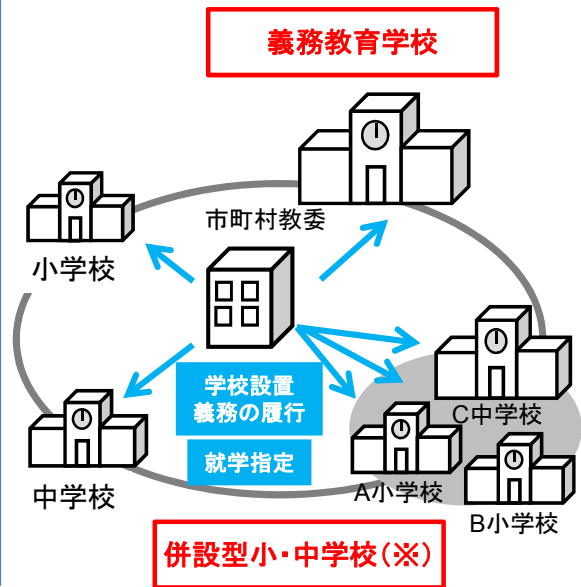
◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	併設型小学校・中学校
	学校教育法等 改正で措置	政省令 改正で措置(※)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置 ・教員は各学校種に対応した免許を保有
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能

◎ 制度化後のイメージ



※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

(参考:義務教育学校のイメージ)

(施設一体型)
義務教育学校

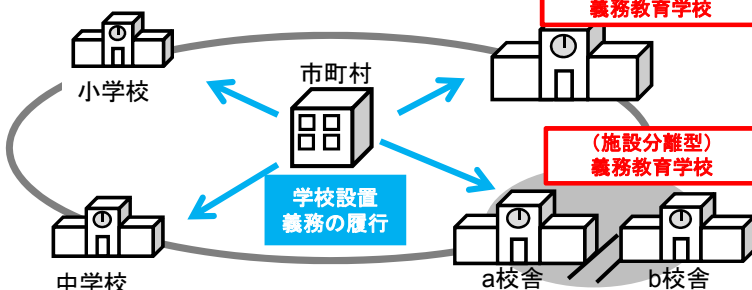
※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

(施設分離型)
義務教育学校

施行期日

平成28年4月1日

(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)



従来の制度と義務教育学校の比較

	従来の制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	・小学校6年 ・中学校3年	・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	・小学校、中学校ともに市町村に設置義務	・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例：一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織	・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分	・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)
施設	・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ	・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定	・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

高大接続改革の全体像イメージ (高大接続システム改革会議最終報告(平成28年3月31日)より)

—「高等学校教育」、「大学教育」、「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓学習指導要領の抜本的な見直し

- ・ 育成を目指す資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**
(「歴史総合」、「理数探究」、情報活用能力を育成する新科目など)
- ・ カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓学習・指導方法の改善

- ・ **アクティブ・ラーニングの視点**からの学習・指導方法の改善
- ・ 教員の**養成・採用・研修の見直し**

✓多面的な評価の推進

- ・ **学習評価の改善**
- ・ 多様な学習成果を測定するツールの充実
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。
(平成31～34年度:試行実施、平成35年度～:新学習指導要領に対応)
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- ・ **記述式問題**の段階的導入
平成32～35年度:短文記述式
平成36年度～:より文字数の多い記述式
- ・ **マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
- ・ **CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化などを中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、**「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善**
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- ・ **新たな選抜実施ルール**の構築
- ・ 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく大学教育の質的転換

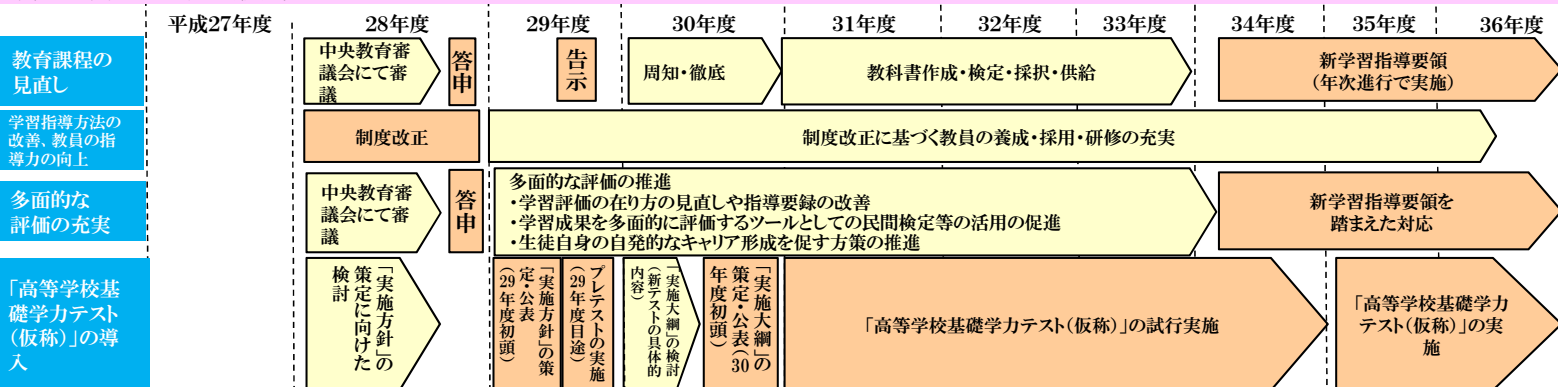
- ・ 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- ・ 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成28年3月)
- ・ 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- ・ 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

✓認証評価制度の改善

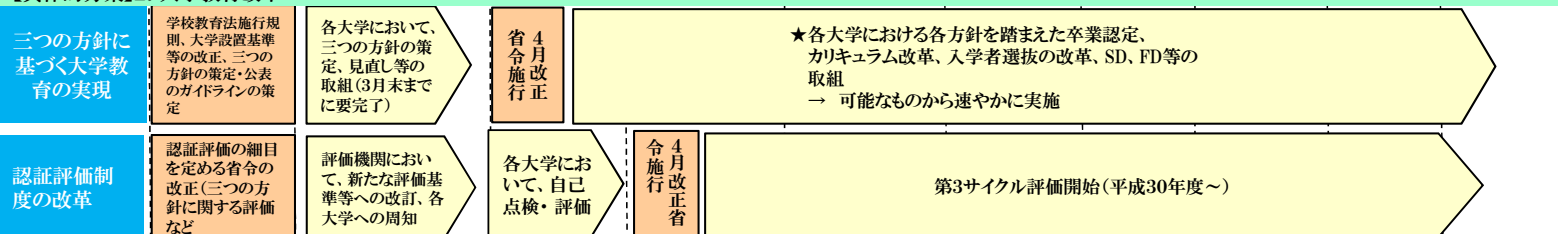
- ・ 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

高大接続システム改革のスケジュール

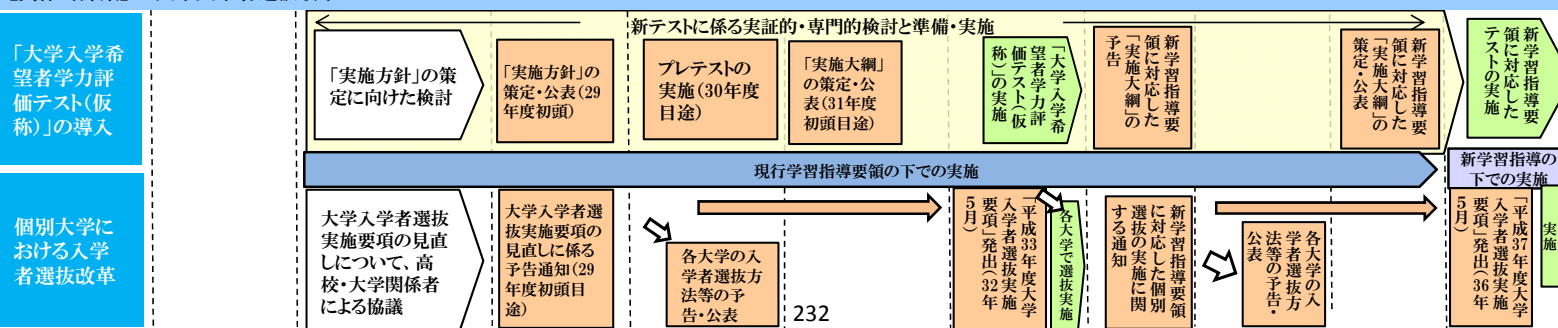
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

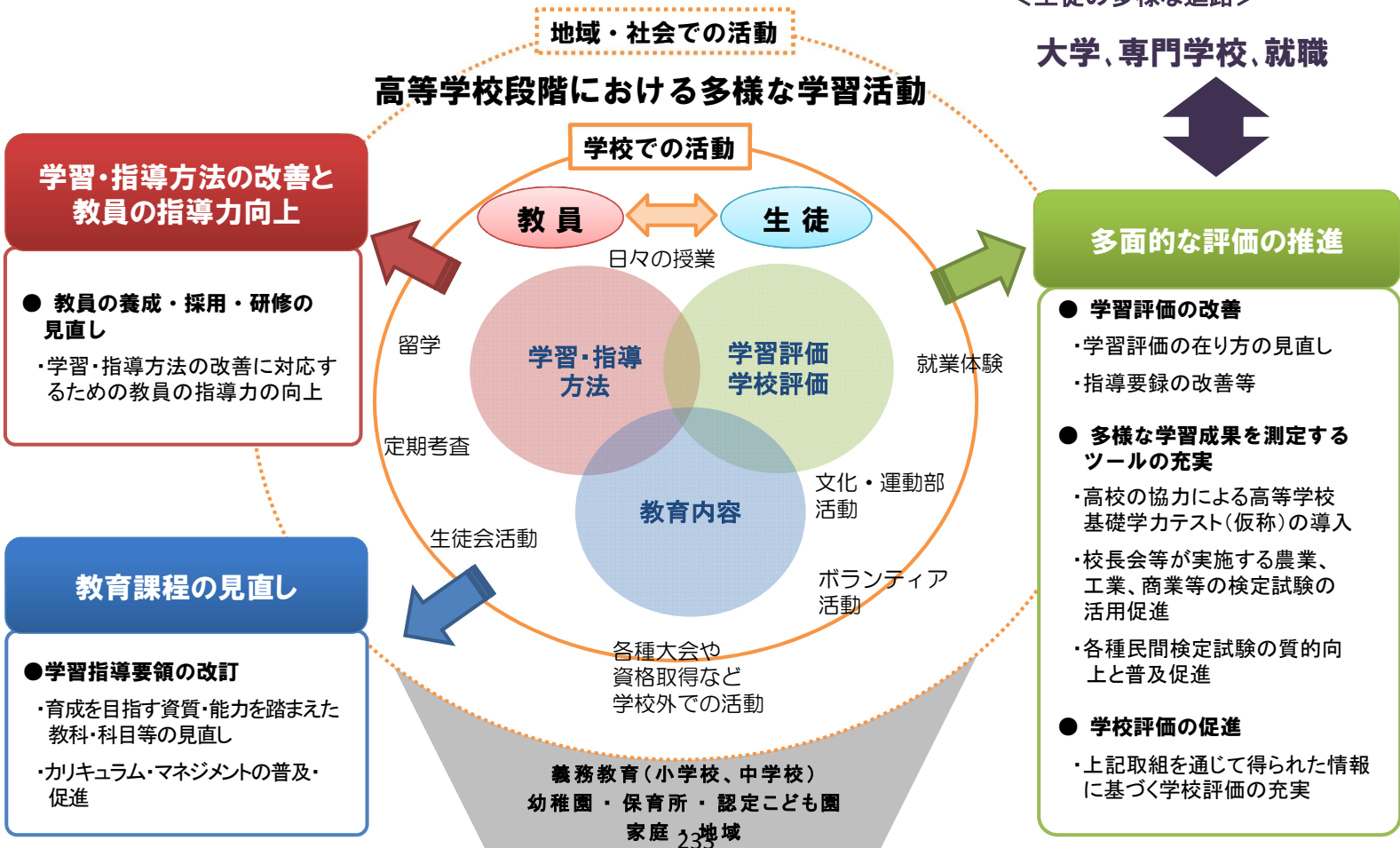


高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

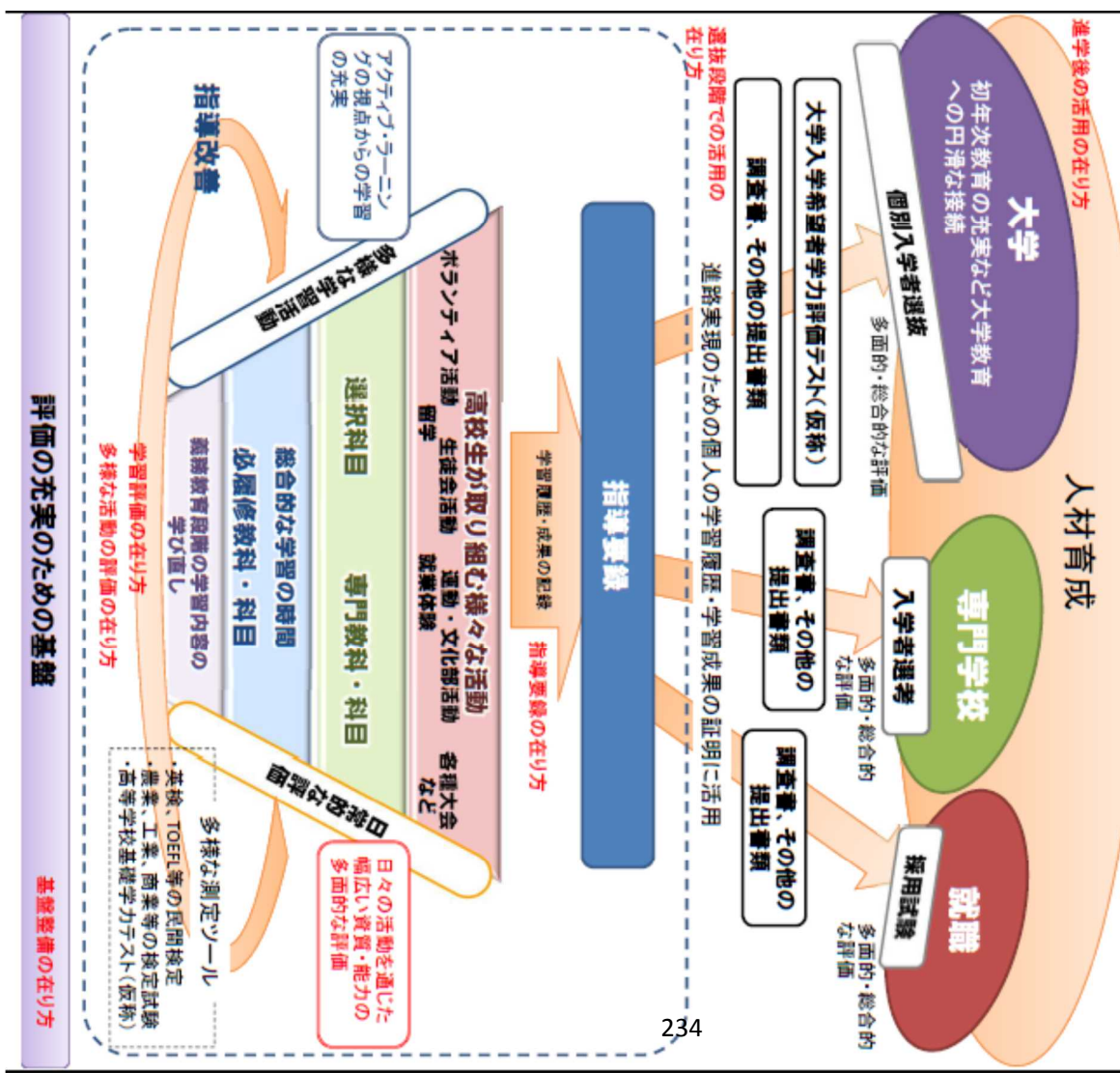
＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



☆日々の活動を通じて育成される幅広い資質・能力について多面的に評価
 →学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度等の生徒への指導改善や教材研究等への反映
 →大学等への進学や就職等における個人の学習履歴・学習成果の証明に活用
 →高等学校における学習と大学における学修等との接続のために活用

高等学校段階の教育・評価の充実から、進学・就職時における多面的・総合的な評価の推進、その後の教育活動・人材育成までを視野に入れた評価の仕組みを構築



多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係

- 基本方針**
- 量的拡大をベースとした施策から、**多様化した高校における「質の充実」に向けた施策への転換**を目指す。
 - 高校において、各学校の特性に応じた**魅力ある学びを提供するなどの方策を推進**するとともに、**生徒の基礎学力の把握・定着のための仕組みを構築**する。
 - 大学において、多様な入学生に対応した**初年次教育の見直し・充実など、大学教育の改革**を目指す。

義務教育(小・中学校)

◆多様な高校入試
 ◆高校進学率 (H27)
98.5%

高等学校

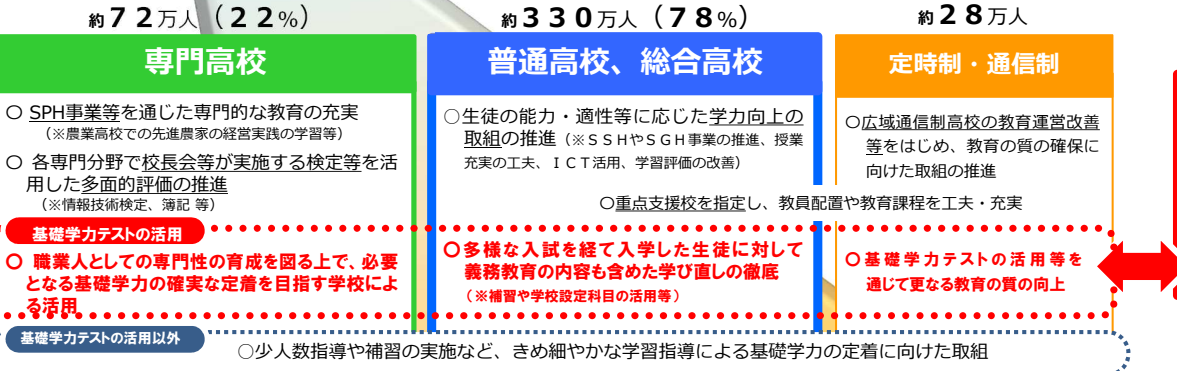
- 高校生の課題**
- AQ・推薦入試を経由する大学進学者は約4割まで増加
 - 授業外の学習時間は約6割の高校3年生が1時間未満
 - ・約半数の高校生が読書をしていない
 - ・高校生のスマホ等の利用は、男子平均3.8時間、女子平均5.5時間
- ⇒ **高校生の基礎学力や学習意欲が大幅に低下していないか。**
高校生の時間が有効に活用されていないのではないか。

県教委等

- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組

基礎学力テストの導入意義

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、**「定着度合いの目安」**を把握する仕組みを構築



社会での活動等に接続

(キャリア教育等の充実とあわせて)

《参考》
 職場や地域社会で求められる基礎学力のイメージ
 ・読み、書き
 ・数的な処理能力
 ・基本ITスキル、社会常識 等

大学・短大 (新たな高等教育機関の検討を含む)
 ・入学者レベルに応じた初年次教育の見直し・充実など
 ・「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜

専門学校・各種学校

就職

生徒

基礎学力の定着度合いの確認を通じ、興味・関心を引き出し、自ら「学びの質の向上」に取り組めるようにする

- 生徒個人の基礎学力テストの希望 受検も可能 (各県に受検会場を設置)
- 高卒程度認定試験との連携を検討 (安易な高校卒業資格の取得の助長につながらぬよう配慮)

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

<現状における課題>

- 学校外での学習時間が全くない者が全体の約4割
- 学力中間層の学習時間が減少

少子化が急速に進む中、このような状況を放置することは生徒本人とともに我が国社会にも悪影響を及ぼす恐れ

- 生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることによる基礎学力の確実な育成
- 修学支援の大幅な充実に見合う教育の質向上が不可欠

課題解決に向けて

- 教育再生実行会議報告や、中央教育審議会高大接続答申に基づき『高大接続改革実行プラン』の策定
- 上記プランに基づく高大接続システム改革会議での検討
- 国の議論を踏まえ、都道府県など設置者ごとの高校教育充実に向けた計画の立案

国・設置者からの支援

国・設置者からの支援

- アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善、義務教育段階を含めた学び直しや、教科・科目等の見直し等の次期学習指導要領の改訂、教科書の作成・検定・採択・供給など
- 高校教員の指導力向上に向けた養成・採用・研修の一体的な改革の推進
- 教員配置等を通じた指導体制の整備
- 設置者が設定した目標・計画に基づく様々な教育施策の展開

➢ 学校ごとの教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直し など

Plan Do

➢ アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに、義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など多様な教育活動の展開 など

学校現場における『PDCAサイクル』の確立

➢ 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の生徒への指導改善や教材研究等への反映 など

Action Check

➢ 日々の学習成果の指導要録への適切な反映など多面的な学習評価の充実

➢ 高等学校基礎学力テスト(仮称)や、校長会・民間が実施する検定試験等を活用した生徒の学習成果の把握 など

- 様々な評価結果等から明らかになった指導困難校など支援を要する高校に対する教員加配や補習指導員の配置など、指導体制の充実に向けた支援とともに、今後の教育施策の検証・改善
- 様々な評価結果等に基づき、設置者として計画等の改善や教員研修の充実

国・設置者からの支援

国・設置者からの支援

- 多面的な評価を行うための指導要録の改善
- 特に高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入は、①高校卒業後の社会生活で求められる基礎学力の定着度を確認するための良問提供や、②CBT-IRTの導入による実施時期の柔軟化及び指導等に生かすためのテスト結果の速やかな返却、③不得意分野に関する類題の提供等、学校における指導改善を支援

236

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の各教科において、大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？(案)

1. 総論

今後の社会の在り方やその変容の動向を踏まえれば、大学入学者選抜においては、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力、すなわち、主体性を持って多様な人々と協働しながら、問題を発見し、その解決策をまとめ、実行するために必要な諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要となる。(詳細は次ページのイメージ参照。)

⇒ そのためには、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、各教科の知識をいかに効率的に評価するかではなく、特に、

- ①内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
- ②様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
- ③そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりするために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。

このような諸能力を働かせることが必要となる状況をいかに設定し評価するかという観点から作問を行う。

⇒ 大学教育においてはこうした諸能力をさらに磨いていくことを重視する、また、高等学校教育においても、多様な進路に応じて必要な能力を伸ばす中で、こうした諸能力の育成を重視するという、メッセージとセットで打ち出すことが必要。

2. 求められる諸能力の育成のために各教科で重視すべきプロセス

<国語>

例えば、多様な見方や考え方が可能な題材に関する文章や図表等から得られる情報を整理し、概要や要点等を把握するとともに、他の知識も統合して比較したり推論したりしながら自分の考えをまとめ、他の考えとの共通点や相違点等を示しながら、伝える相手や状況に応じて適切な語彙、表現、構成、文法等を用いて効果的に伝えること。

<数学>

例えば、事象から得られる情報を整理・統合して問題を設定し、解決の構想を立て、数量化・図形化・記号化などをして数学的に表現し、考察・処理して結果を得、その結果に基づきさらに推論したり傾向や可能性を判断したりすること。

<理科>

例えば、観察した自然事象の変化や特徴を捉え、そこから得られる情報を整理・統合しながら、問題を設定し仮説を立て予測し、それらを確かめるための観察・実験を計画して実践し、得られた結果から傾向等を読み取ったり、モデルや図表等で表現したりするとともに、結果に基づき推論したり、改善策を考えたりすること。

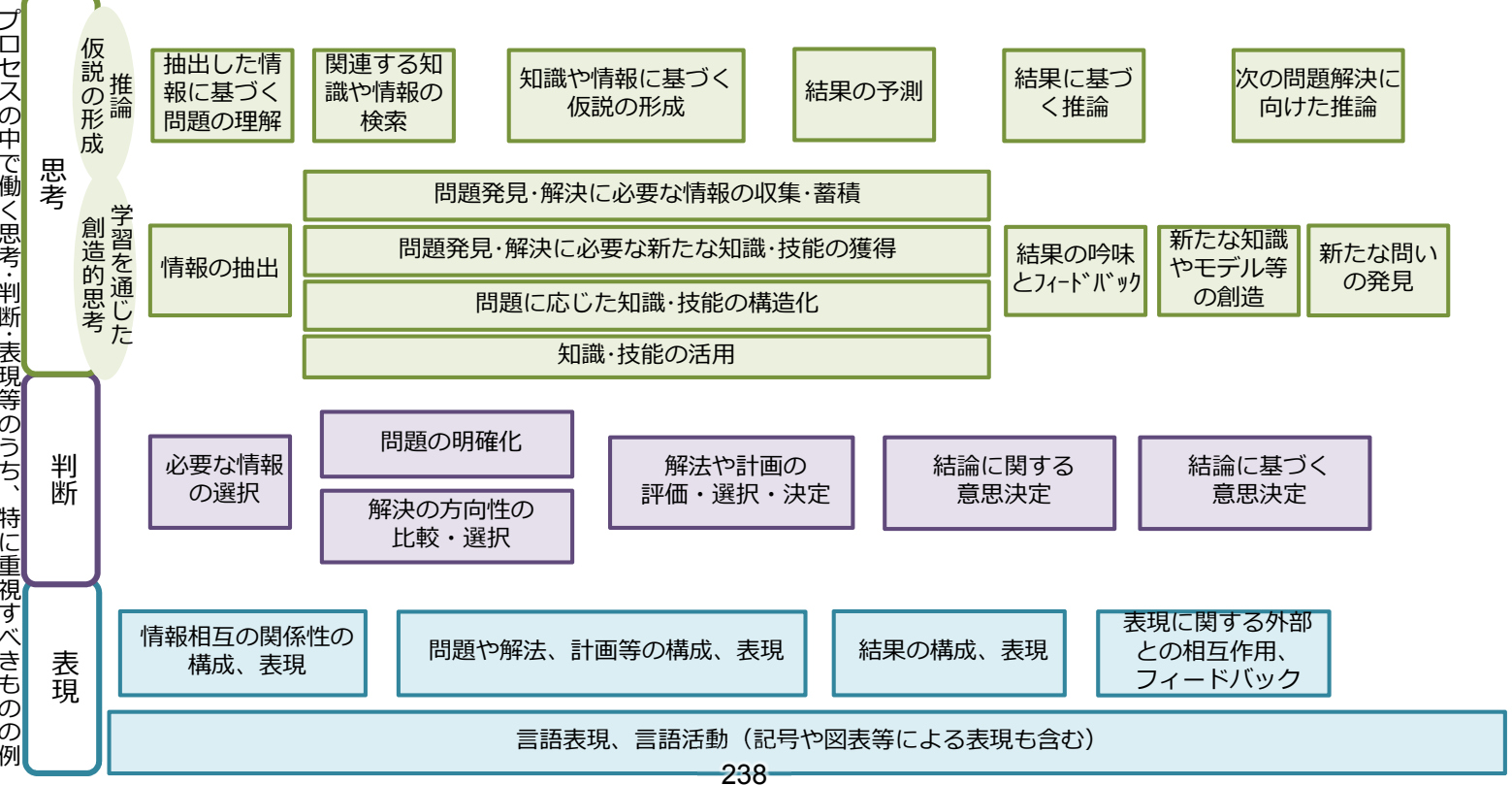
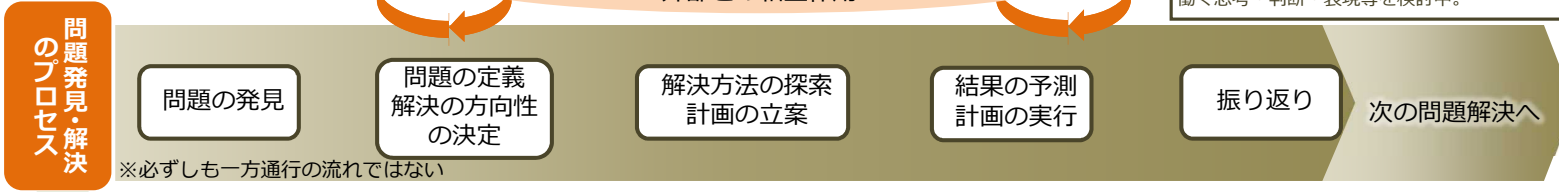
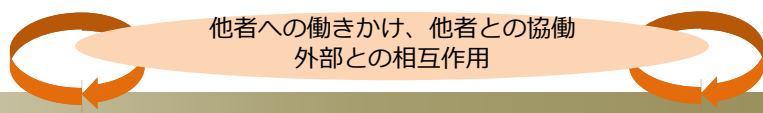
<地理歴史(世界史)>

例えば、文章や年表、地図、図表等の資料から、歴史に関する情報を整理し、その時代の人々が直面した問題や現代的な視点からの課題を見だし、その原因や影響、あるいは解決策等についての仮説を立て、諸資料に基づき多面的・多角的に考察し、その妥当性を検証し考えをまとめ、根拠に基づき表現すること。

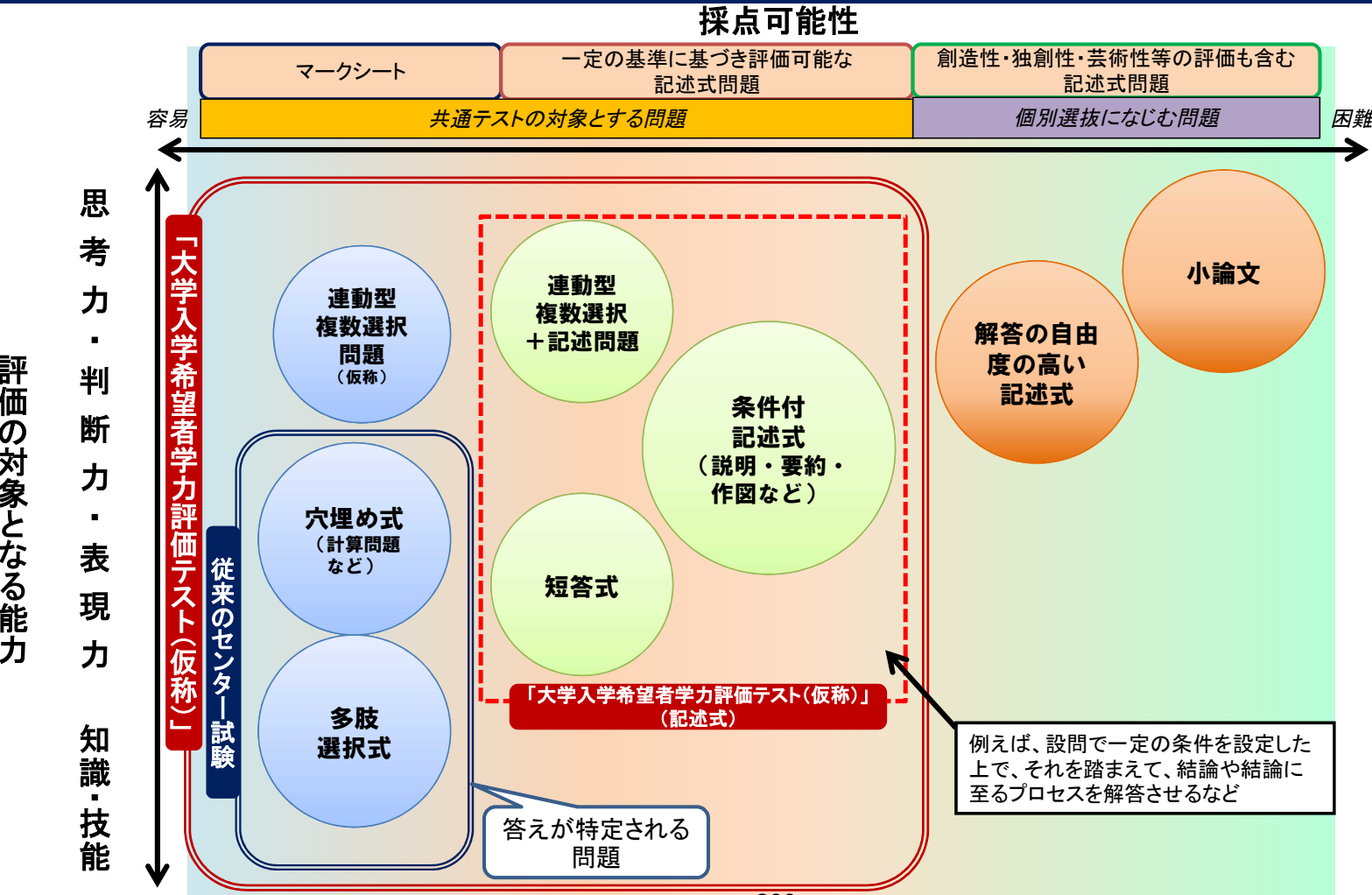
<英語>

例えば、多様な見方や考え方が可能な幅広い話題・問題に関する情報を聞いたり英文や図表などを読み取り、情報を整理しながら概要や要点を把握し、得られた情報を統合するなどして活用しつつ、様々な見方や考え方の共通点や相違点等を示しながら、自分の考えや主張を適切な語彙、表現、文法等を用いて効果的に伝えること。

中央教育審議会教育課程企画特別部会の各教科等別ワーキンググループにおいて、資質・能力や問題発見・解決の学習プロセスの中で働く思考・判断・表現等を検討中。



「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」とそれら进行评估する方法のイメージ例（たたき台）



【国語】解答させる内容（問題の例）と資質・能力、出題形式との関係について（たたき台）

平成28年8月31日
公表資料

	構造と内容の把握	精査・解釈	考えの形成・深化
	知識・技能 (略)	【創造的・論理的思考の側面】 →情報を多角的・多面的に精査し構造化する力 →推論及び既知知識による内容の補足、精緻化 →論理(情報と情報の関係性:共通→相違、原因→結果、具体→抽象等)の吟味・構築 →妥当性、信頼性等の吟味 →構成・表現形式を評価する力 【感性・情緒の側面】 →言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力 →構成・表現形式を評価する力 【他者とのコミュニケーションの側面】 →言葉を通じて伝え合う力 →相手との関係や目的、場面、文脈、状況等の理解 →自分の意思や主張の伝達 →相手の心の想像、意図や感情の読み取り →構成・表現形式を評価する力	考えの形成・深化(情報の編集・操作) →考えを形成し深める力 →情報を編集・操作する力 考えの形成・深化(知識・経験との統合) →考えを形成し深める力 →新しい情報を、既に持っている知識や経験、感情に統合し構造化する力 →新しい問いや仮説を立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力
(記述式の場合) ① 読解・理解 ※テキストの部分的な内容を把握・理解して解答する問題 ② テキストの全体の把握・理解 ※テキストの全体的な精査・解釈によって解答する問題	① テキストの部分的な把握・理解 構造や内容の把握して、テキストに挿入すべき語句を答える ② テキストの部分的な内容を把握・理解して解答する問題 構造や内容の把握して、テキストの内容を答える ③ テキストの中における、比喩表現の示す内容を答える テキストの中における、比喩表現の示す内容を答える ④ テキストの中における、抽象的表現や難しい表現の意味内容を答える テキストの中における、抽象的表現や難しい表現の意味内容を答える ⑤ テキストの特定の場面における登場人物の心情、ある心情に基づく言動を答える テキストの特定の場面における登場人物の心情、ある心情に基づく言動を答える	① テキストの部分的な把握・理解 構造や内容の把握して、テキストに挿入すべき語句を答える ② テキストの部分的な内容を把握・理解して解答する問題 構造や内容の把握して、テキストの内容を答える ③ テキストの中における、比喩表現の示す内容を答える テキストの中における、比喩表現の示す内容を答える ④ テキストの中における、抽象的表現や難しい表現の意味内容を答える テキストの中における、抽象的表現や難しい表現の意味内容を答える ⑤ テキストの特定の場面における登場人物の心情、ある心情に基づく言動を答える テキストの特定の場面における登場人物の心情、ある心情に基づく言動を答える	① テキストに書かれていること(構造や内容)を把握・理解する ② テキストの情報について答える ③ テキストを全体的に把握・理解して、精査・解釈を行う ④ テキストに示された情報と情報の関係性を吟味する等、精査・解釈して答える ⑤ テキストの全体的に把握・理解し、精査・解釈を踏まえて、情報を編集・操作して、考えを形成し深める ⑥ テキストの情報を多角的・多面的に精査し構造化したり、構成・表現形式を評価したりする等の精査・解釈によって得られた情報を操作・編集し、テキストの内容を説明する
(記述式の場合) ③ 情報の編集・操作 ※テキストの全体的な精査・解釈によって得られた情報を編集・操作して解答する問題 (テキストの内容を基に考えを文章化する問題) ④ 自分の考えとの統合 ※テキストの全体的な精査・解釈を踏まえ、自分の考えと統合・構造化して解答する問題	③ テキスト全体の論旨を把握し、推論による内容の補足を、筆者の主張について論じる テキスト全体の論旨を把握し、推論による内容の補足を、筆者の主張について論じる ④ テキスト全体の論旨を把握し、目的に応じて必要な情報を付加、統合して比較したり、関連づけたりして論じる テキスト全体の論旨を把握し、目的に応じて必要な情報を付加、統合して比較したり、関連づけたりして論じる ⑤ 複数のテキストの妥当性を吟味し、情報を統合・構造化して論じる 複数のテキストの妥当性を吟味し、情報を統合・構造化して論じる ⑥ テキストにおける筆者の主張を踏まえつつ、自分の考えを形成して論じる テキストに示された図表等の情報を分析した上で、仮説を立てて、自分の考えを論じる ⑦ テキストの論旨を踏まえ、既知知識・経験を具体的に挙げながら、自分の考えを論じる テキストの論旨を踏まえ、既知知識・経験を具体的に挙げながら、自分の考えを論じる ⑧ テキストを踏まえ、テキストと自分自身との関わりについて考えたり、想像したりして、自分の考えを形成して論じる テキストを踏まえ、テキストと自分自身との関わりについて考えたり、想像したりして、自分の考えを形成して論じる	③ テキスト全体の論旨を把握し、推論による内容の補足を、筆者の主張について論じる テキスト全体の論旨を把握し、推論による内容の補足を、筆者の主張について論じる ④ テキスト全体の論旨を把握し、目的に応じて必要な情報を付加、統合して比較したり、関連づけたりして論じる テキスト全体の論旨を把握し、目的に応じて必要な情報を付加、統合して比較したり、関連づけたりして論じる ⑤ 複数のテキストの妥当性を吟味し、情報を統合・構造化して論じる 複数のテキストの妥当性を吟味し、情報を統合・構造化して論じる ⑥ テキストにおける筆者の主張を踏まえつつ、自分の考えを形成して論じる テキストに示された図表等の情報を分析した上で、仮説を立てて、自分の考えを論じる ⑦ テキストの論旨を踏まえ、既知知識・経験を具体的に挙げながら、自分の考えを論じる テキストの論旨を踏まえ、既知知識・経験を具体的に挙げながら、自分の考えを論じる ⑧ テキストを踏まえ、テキストと自分自身との関わりについて考えたり、想像したりして、自分の考えを形成して論じる テキストを踏まえ、テキストと自分自身との関わりについて考えたり、想像したりして、自分の考えを形成して論じる	③ テキストの全体的な精査・解釈を踏まえ、自分の考えと統合・構造化して、考えを形成し深める ④ (テキストの情報をうつづつ、)自分の考えを論じる ⑤ テキストにおける筆者の主張を踏まえつつ、自分の考えを形成して論じる ⑥ テキストに示された図表等の情報を分析した上で、仮説を立てて、自分の考えを論じる ⑦ テキストの論旨を踏まえ、既知知識・経験を具体的に挙げながら、自分の考えを論じる ⑧ テキストを踏まえ、テキストと自分自身との関わりについて考えたり、想像したりして、自分の考えを形成して論じる
③ 読解・理解 ④ 自由記述式・小論文			※解答させる内容と資質・能力、出題形式との関係は、代表的な例を挙げているものであり、問い方や場面等によっては別の出題形式等で問う可能性もあり得る。

【数学】解答させる内容（問題の例）と資質・能力、出題形式との関係について（たたき台）

平成28年8月31日
公表資料

	知識・技能の利用	数学を活用した問題解決に向けて、構想・見直しを立てること	数学を活用した問題解決に向けて、構想・見直しを立てること
	焦点化した問題を解決すること ○目的に応じて数式、図、表、グラフなどを活用し、一定の手順にしたがって数学的に処理する力 ○数学的な見方・考え方を基に、的確かつ能率的に処理する力 ○論理的に推論する力(帰納、類推、演繹)	数学を活用した問題解決に向けて、構想・見直しを立てること ○数学的な問題の本質を見いだす力(洞察力) ○数学的な問題を解決するための見直しを立てる力(構想力)	解決過程を振り返り、得られた結果を意味づけたり、活用したりすること ○得られた結果を元の事象に戻してその意味を考える力 ○様々な事象に活用する力 解決過程を振り返るなどして概念を形成したり、体系化したりすること ○得られた結果を基に批判的に検討し、体系的に組み立てていく力 ○見いだした事象を既習の知識と結びつけ、概念を広げたり深めたりする力 ○統合的・発展的に考える力
① 焦点化された問題を解く ※数学における基本的な概念や原理・法則等を理解し、知識を用いて与えられた問題を解決すること	簡単な無理数の四則計算(無理数の加法、減法、乗法公式などを利用した乗法、分母が二項程度までの分数の分母の有理化) ある命題が、他の命題の必要条件、十分条件、必要十分条件のいずれかであるか判断する。 分配法則、たすき掛けを用いて、式を展開したり因数分解したりする。 正弦定理、余弦定理や三平方の定理等を用いて、 $\sin \theta$ 、 $\cos \theta$ 、 $\tan \theta$ の数値を求める。 ある資料の、平均値、中央値、最頻値、分散、標準偏差等の数値を求める。	文字や数字で示された集合について、共通部分、和集合などを、場合分けして考えて解く。 おきかえや、交代式の性質などを用いたりして、式の展開や因数分解を能率的に行う。 絶対値を用いた一次不等式について、絶対値の性質やグラフなどを用いて場合分けして解く。 やや複雑な二次関数の最大値や最小値を条件に応じて場合分けをして求める。 絶対値の付いた二次関数について、場合分けしてグラフをかいたり、グラフを基に条件に合う数値の範囲を求める。 やや複雑な方程式をおきかえを利用して簡単な方程式に変形して解を求める。 正弦定理や余弦定理を用いて条件に合う図形やその特徴などを答える。	
② 問題を焦点化する(数式、図表、グラフなど) ※数学における基本的な概念や原理・法則等を理解し、問題場面に活用して問題を解くこと			
③ 問題を焦点化する(問題解決の方略など) ※問題場面で成り立つことが予測される数学的な事柄・事実や、問題解決に向けた構想を立てるなど問題解決の方略を表現すること	ある命題の真偽の調べ方を求める 事象を特定の図形に着目して考察し、その結果を基に、問題解決の方法を数学的に説明する方法を求める	ある命題の真偽の調べ方を求める 事象を特定の図形に着目して考察し、その結果を基に、問題解決の方法を数学的に説明する方法を求める	
④ 問題解決のプロセス全体を表現する ※証明など、数学的な問題解決のプロセスを表現すること	ある命題を背理法で証明する。 平面図形や空間図形について三角比の考え方を活用して、計量したり証明したりする。 二次関数や二次不等式の特徴を踏まえて条件に合う数値を求めたり、証明したりする。	ある命題を背理法で証明する。 平面図形や空間図形について三角比の考え方を活用して、計量したり証明したりする。 二次関数や二次不等式の特徴を踏まえて条件に合う数値を求めたり、証明したりする。	ある命題を背理法で証明する。 平面図形や空間図形について三角比の考え方を活用して、計量したり証明したりする。 二次関数や二次不等式の特徴を踏まえて条件に合う数値を求めたり、証明したりする。
③ 読解・理解 ④ 自由記述式・証明			※解答させる内容と資質・能力、出題形式との関係は、代表的な例を挙げているものであり、問い方や場面等によっては別の出題形式等で問う可能性もあり得る。